

宮古島市中心市街地活性化基本計画策定業務委託
 公募型プロポーザル 評価項目及び基準表

1. 事業者評価

評価項目		評価の着目点		判断基準	配点	
参加申込者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録 当該部門の建設コンサルタント登録等	下記の項目に該当する場合は選定しない。 ・当該業務に関する部門の登録（建設コンサルタント登録：都市計画及び地方計画部門）がない。	—	
		① 専門技術力	成果の確実性 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 平成24年度～令和3年度に元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する地方自治体が発注した同種業務を完了した実績がある。 ② 平成24年度～令和3年度に元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する地方自治体が発注した類似業務を完了した実績がある。 ③ ①②以外は選定しない。 ※平成24年度～令和3年度に元請けとして完了した上記①②以外の業務において、「立地適正化計画」の策定業務を完了した実績がある場合は、内容等に応じて加点する。（最大2点）	① 3件⇒ 6点 2件⇒ 4点 1件⇒ 2点 ② 3件⇒ 3点 2件⇒ 2点 1件⇒ 1点 ③ 非選定 ※加点最大2点	
	①の得点					／ 8点
	② 所在地	地域貢献度 本店または支店等の所在	下記の順位で評価する。 ① 宮古島市内に本店・支店がある。 ② ①以外 ※企業共同体的場合は、下記の評価とする。 ・1者以上が宮古島市内に支店・本店がある。⇒1点	① 2点 ② 0点		
②の得点					／ 2点	
1の合計					／ 10点	

2. 業務実施体制及び技術者の評価

評価項目		評価の着目点		判断基準	配点	
業務実施体制		業務実施体制の妥当性		下記の項目に該当する場合は選定しない。 ・主たる部分が再委託予定となっている。 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、1つの分担業務を複数の構成が実施することとしている場合。	—	
配置予定技術者の経験及び能力	① 資格要件	予定管理技術者の資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 技術士「建設部門（都市及び地方計画）」又は「総合技術監理部門（建設）」の資格を有し、技術士法による登録を行っている。 ② R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録済証」の交付を受けている又は土木学会認定技術者（特別上級、上級）の資格を有し、「認定証」の交付を受けている。 ③ ①②以外選定しない。 ※上記以外に以下の資格等を有する場合は加点する。 ・認定都市プランナー ⇒ 1点	① 3点 ② 2点 ③ 非選定 ※加点最大1点	
		①の得点				
	② 専門技術力	業務執行技術力 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 平成24年度～令和3年度に完了した業務において、公共事業を実施する地方自治体が発注した同種業務の実績がある。 ② 平成24年度～令和3年度に完了した業務において、公共事業を実施する地方自治体が発注した類似業務の実績がある。 ③ ①②以外は選定しない。 ただし、対象となる業務は管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 ※平成24年度～令和3年度に完了した上記①②以外の業務において、「立地適正化計画」の策定業務の実績がある場合は、内容等に応じて加点する。（最大2点）	① 4点 ② 2点 ③ 非選定 ※加点最大2点		
②の得点					／ 6点	

	③情報収集力	地域精通度	過去10年間の宮古島市、沖縄県内での業務実績	平成24年度～令和3年度に完了した業務実績（都市計画及び地方計画部門に関することに限る）について、下記の順位で評価する。 ① 本市における業務実績あり。 ② 沖縄県内で公共事業を実施する地方自治体が発注した業務実績あり。 ③ 上記に該当しない場合は加点しない。 ただし、対象となる業務は管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。	① 4点 ② 2点 ③ 0点	
					③の得点	/ 4点
	④専任制	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む）	下記の項目に該当する場合は選定しない ● 手持ち業務の契約金額が2億以上、又は手持ち業務の件数が10件以上 （手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万以上の他の業務を指す）		—	
	⑤迅速性	業務拠点の所在地	コロナ禍により、本市への来島、沖縄県への来沖や県内離島への移動が制限されることも想定されるため、発注者との連携・連絡、会議等出席の容易性の観点から、下記の順位で評価する。 ① 宮古島市内に業務拠点を有する。 ② 沖縄県内に業務拠点を有する。 ③ 上記に該当しない場合は加点しない。		① 3点 ② 1点 ③ 0点	
			⑤の得点	/ 3点		
					(1)の合計	/ 17点
(2) 担当技術者の資格・実績等	① 資格要件	予定担当技術者の資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	担当技術者には特段の資格等は求めないが、本業務に関する資格等を有する場合は、下記の順位で評価する。 ① 技術士「建設部門（都市及び地方計画）」又は「総合技術監理部門（建設）」の資格を有し、技術士法による登録を行っている。 ② R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録済証」の交付を受けている又は土木学会認定技術者（特別上級、上級）の資格を有し、「認定証」の交付を受けている。 ③ 認定都市プランナーの資格を有している。 ※各資格等は重複加点しない。例えば、担当技術者が「①⇒1名」、「②⇒2名」の資格等を有していた場合の加点は、「①+②」の3点となる。	① 2点 ② 1点 ③ 1点	
					①の得点	/ 4点
	② 専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	担当技術者には特段の実績は求めないが、本業務に関する同種・類似業務の実績がある場合は、下記の順位で評価する。 ① 平成24年度～令和3年度に完了した業務において、公共事業を実施する地方自治体が発注した同種業務の実績がある。 ② 平成24年度～令和3年度に完了した業務において、公共事業を実施する地方自治体が発注した類似業務の実績がある。 ③ 上記に該当しない場合は加点しない。 ただし、対象となる業務は担当技術者として担当した業務とする。（各実績共に重複加点しない。） ※平成24年度～令和3年度に完了した上記①②以外の業務において、「立地適正化計画」の策定業務の実績がある場合は、内容等に応じて加点する。（最大1点）	① 3点 ② 1点 ③ 0点 ※加点最大1点	
			②の得点	/ 4点		
					(2)の合計	/ 8点
					2の合計	/ 25点

3. 業務の理解度、業務実施方針

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
実施方針・実施フロー・工程表・その他	①業務の理解度	<p>本業務における背景、目的などへの理解度が高く、主要課題や検討課題の対応が的確にまとめられているかについて、下記の順位で評価する。</p> <p>① かなり高く評価できる ② 高く評価できる ③ 評価できる ④ あまり評価できない ⑤ 評価できない</p>	<p>① 8～9点 ② 6～7点 ③ 4～5点 ④ 2～3点 ⑤ 0～1点</p>
	①の得点		/ 9点
	②業務手順	<p>業務実施手順を示す実施フローの妥当性について、下記の順位で評価する。</p> <p>① 高く評価できる ② 評価できる ③ 評価できない</p>	<p>① 3点 ② 2点 ③ 1点</p>
		<p>業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性について、下記の順位で評価する。</p> <p>① 高く評価できる ② 評価できる ③ 評価できない</p>	<p>① 3点 ② 2点 ③ 1点</p>
	②の得点		/ 6点
③その他	<p>業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合には、下記の順位で評価する。</p> <p>① かなり高く評価できる ② 高く評価できる ③ 評価できる ④ あまり評価できない ⑤ 評価できない</p>	<p>① 5点 ② 4点 ③ 3点 ④ 2点 ⑤ 1点</p>	
	<p>地区の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案がある場合には、下記の順位で評価する。</p> <p>① かなり高く評価できる ② 高く評価できる ③ 評価できる ④ あまり評価できない ⑤ 評価できない</p>	<p>① 5点 ② 4点 ③ 3点 ④ 2点 ⑤ 1点</p>	
③の得点		/ 10点	
3の合計		/ 25点	

4. 特定テーマへの企画提案書

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
企画提案内容	①特定テーマ1	<p>特定テーマ1を踏まえた企画提案書の内容についての評価</p> <p>① かなり高く評価できる ② 高く評価できる ③ 評価できる ④ あまり評価できない ⑤ 評価できない</p>	<p>① 18～20点 ② 13～17点 ③ 8～12点 ④ 3～7点 ⑤ 1～2点</p>
		①の得点	
	②特定テーマ2	<p>特定テーマ2を踏まえた企画提案書の内容についての評価</p> <p>① かなり高く評価できる ② 高く評価できる ③ 評価できる ④ あまり評価できない ⑤ 評価できない</p>	<p>① 18～20点 ② 13～17点 ③ 8～12点 ④ 3～7点 ⑤ 1～2点</p>
		②の得点	
4の合計		/ 40点	

5. 参考見積に関する確認

評価項目	評価の着眼点	配点
参考見積	業務コストの妥当性	業務規模と大きく乖離がある場合は非選定

○企画提案の評価項目、配点（1次審査）

評価項目	配 点	
1. 事業者評価	1 0	点
2. 業務実施体制及び技術者の評価	2 5	点
3. 業務の理解度、業務実施方針	2 5	点
4. 特定テーマへの企画提案書	4 0	点
5. 参考見積に関する確認	-	-
1次審査 計	1 0 0 (2 5)	点

6. プレゼンテーション及びヒアリング（2次審査）

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
企画提案能力	①専門技術力	説明内容が企画提案書の内容を補完しており、専門技術を発揮できると認められる場合には、下記の順位で評価する。 ① かなり高く評価できる ② 高く評価できる ③ 評価できる ④ あまり評価できない ⑤ 評価できない	① 9～10点 ② 7～8点 ③ 5～6点 ④ 3～4点 ⑤ 1～2点
	①の得点		/10点
	②コミュニケーション能力	質問に対する応答が明快かつ迅速である場合には、下記の順位で評価する。 ① かなり高く評価できる ② 高く評価できる ③ 評価できる ④ あまり評価できない ⑤ 評価できない	① 9～10点 ② 7～8点 ③ 5～6点 ④ 3～4点 ⑤ 1～2点
	②の得点		/10点
6の合計			/20点

7. 特定テーマに対する企画提案

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点		
特定テーマに対する企画提案	(1) 全体	実施方針と特定テーマ間の整合性	実施方針と評価テーマ間の整合性が高い場合には優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合には選定しない。 ① かなり高く評価できる ② 高く評価できる ③ 評価できる ④ あまり評価できない ⑤ 評価できない	① 5点 ② 4点 ③ 3点 ④ 2点 ⑤ 1点	
		(1)の得点		/5点	
	(2) 特定テーマ	①提案課題1	的確性	地形、環境、地区特性などの与条件との整合性について、下記の順位で評価する。 ① かなり高く評価できる ② 高く評価できる ③ 評価できる ④ あまり評価できない ⑤ 評価できない	① 5点 ② 4点 ③ 3点 ④ 2点 ⑤ 1点
			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたっての有効性について、下記の順位で評価する。 ① かなり高く評価できる ② 高く評価できる ③ 評価できる ④ あまり評価できない ⑤ 評価できない	① 5点 ② 4点 ③ 3点 ④ 2点 ⑤ 1点	
			実現性	提案内容の説得力について、下記の順位で評価する。 ① かなり高く評価できる ② 高く評価できる ③ 評価できる ④ あまり評価できない ⑤ 評価できない	① 5点 ② 4点 ③ 3点 ④ 2点 ⑤ 1点
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合には、下記の順位で評価する。 ① かなり高く評価できる ② 高く評価できる ③ 評価できる ④ あまり評価できない ⑤ 評価できない	① 5点 ② 4点 ③ 3点 ④ 2点 ⑤ 1点	
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合には、下記の順位で評価する。 ① かなり高く評価できる ② 高く評価できる ③ 評価できる ④ あまり評価できない ⑤ 評価できない	① 5点 ② 4点 ③ 3点 ④ 2点 ⑤ 1点	
			①の得点		/25点

	② 提案課題 2	的確性	地形、環境、地区特性などの与条件との整合性について、下記の順位で評価する。 ① かなり高く評価できる ② 高く評価できる ③ 評価できる ④ あまり評価できない ⑤ 評価できない	① 5点 ② 4点 ③ 3点 ④ 2点 ⑤ 1点	
			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたっての有効性について、下記の順位で評価する。 ① かなり高く評価できる ② 高く評価できる ③ 評価できる ④ あまり評価できない ⑤ 評価できない	① 5点 ② 4点 ③ 3点 ④ 2点 ⑤ 1点	
		実現性	提案内容の説得力について、下記の順位で評価する。 ① かなり高く評価できる ② 高く評価できる ③ 評価できる ④ あまり評価できない ⑤ 評価できない	① 5点 ② 4点 ③ 3点 ④ 2点 ⑤ 1点	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合には、下記の順位で評価する。 ① かなり高く評価できる ② 高く評価できる ③ 評価できる ④ あまり評価できない ⑤ 評価できない	① 5点 ② 4点 ③ 3点 ④ 2点 ⑤ 1点	
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合には、下記の順位で評価する。 ① かなり高く評価できる ② 高く評価できる ③ 評価できる ④ あまり評価できない ⑤ 評価できない	① 5点 ② 4点 ③ 3点 ④ 2点 ⑤ 1点	
		② の得点			／25点
		7の合計			／55点

○企画提案の評価項目、配点（2次審査）

評価項目		配 点	
6. プレゼンテーション及びヒアリング		20	点
7. 特定テーマに対する企画提案	全体	5	点
	提案課題	50	点
2次審査 計		75	点

○企画提案の評価項目、配点（総括）

評価項目		配 点	
1. 事業者評価		10	点
2. 業務実施体制及び技術者の評価		25	点
3. 業務の理解度、業務実施方針		25	点
4. 特定テーマに対する企画提案		40	点
5. 参考見積に関する確認		—	—
1次審査 計		100 (25)	点
6. プレゼンテーション及びヒアリング		20	点
7. 特定テーマに対する企画提案	全体	5	点
	提案課題	50	点
2次審査 計		75	点
(1次審査+2次審査) 合計		100	点